

5 めざす将来像と計画の目標

5.1 千代田区がめざす将来像

5.1.1 めざす将来像

エネルギー利用による CO₂ 排出ゼロのまち

千代田区は、わが国の政治経済の中心地として、発展をとげてきました。このため将来的にも活発な経済活動が予想されます。

そうした中で、今後も、経済と環境が調和したまちをめざし、千代田区のあらゆる主体が知恵と力を合わせ、地球温暖化*対策に取り組む必要があります。

そこで、本計画では「エネルギー利用による CO₂ 排出ゼロのまち」を将来像と定め、地球温暖化対策に取り組めます。

なお、この将来像の実現に向けては、区内からの排出抑制を最優先の取組みとして位置付けます。また、成熟した都市が形成されている区内では、新たなエネルギーを創出する土地は限られています。多くの都市活動によって排出される熱などの未利用エネルギー*も存在すると考えられ、その活用も視野に入れます。さらに、区内では事業活動を通して全国各地と繋がりを持つ事業者が多く、区外での地球温暖化対策の取組みによって得られた CO₂ 削減量を区内に移転するオフセット*を実施するという選択肢も存在します。そのため、創エネルギーの普及や区内排出量のオフセットなど、あらゆる対策を講じることで、CO₂ 排出ゼロをめざしていくこととします（図 5-1 参照）。

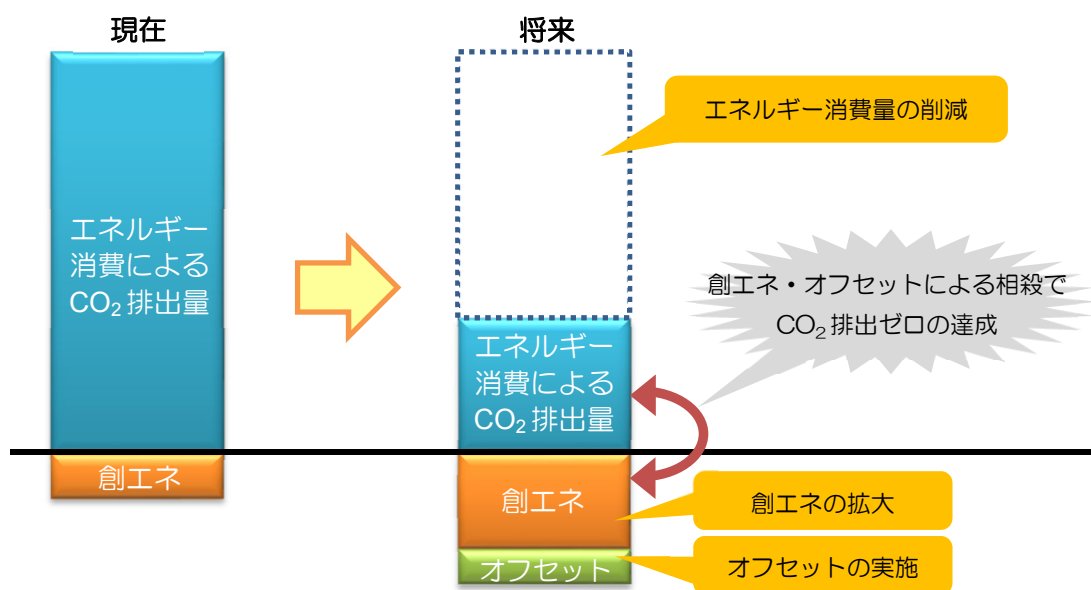


図 5-1 めざす将来像の達成イメージ

5.1.2 各主体の役割

地球温暖化対策の取組み主体である区民（在勤・在学者、来訪者を含む）、事業者、区（行政）には、将来像の実現に向けて、それぞれの立場に応じた役割が求められます。

区民は、日常生活や社会貢献活動等を通じて、身近な地球温暖化対策に取り組むとともに、環境学習や環境教育を通じて正しい知識・情報の取得に努め、家庭や地域コミュニティの中で取組みの輪を広げていくことが求められます。

事業者は、自身の事業活動における地球温暖化対策に取り組むとともに、オフィスや店舗等における従業員に対する取組みの促進・支援に努めることが求められます。また、地域社会の一員として、地域貢献の一環として地域イベントへの協力・参加や区民の取組みを支援する役割も担う必要があります。

区は、区民・事業者にとって最も身近な行政機関として、区民・事業者の自発的な取組みを誘導するとともに、率先して地球温暖化対策の普及・啓発・支援に取り組むことが求められます。また、区内の取組みを国内外に発信するとともに、他都市における排出削減活動やオフセットなどとの連携活動を主導し、区民・事業者と共に温暖化対策に取り組む機会を創出する役割を担います。

各主体の具体的な行動指針は、「7 区民・事業者の地球温暖化対策を促進するための指針」に示しています。

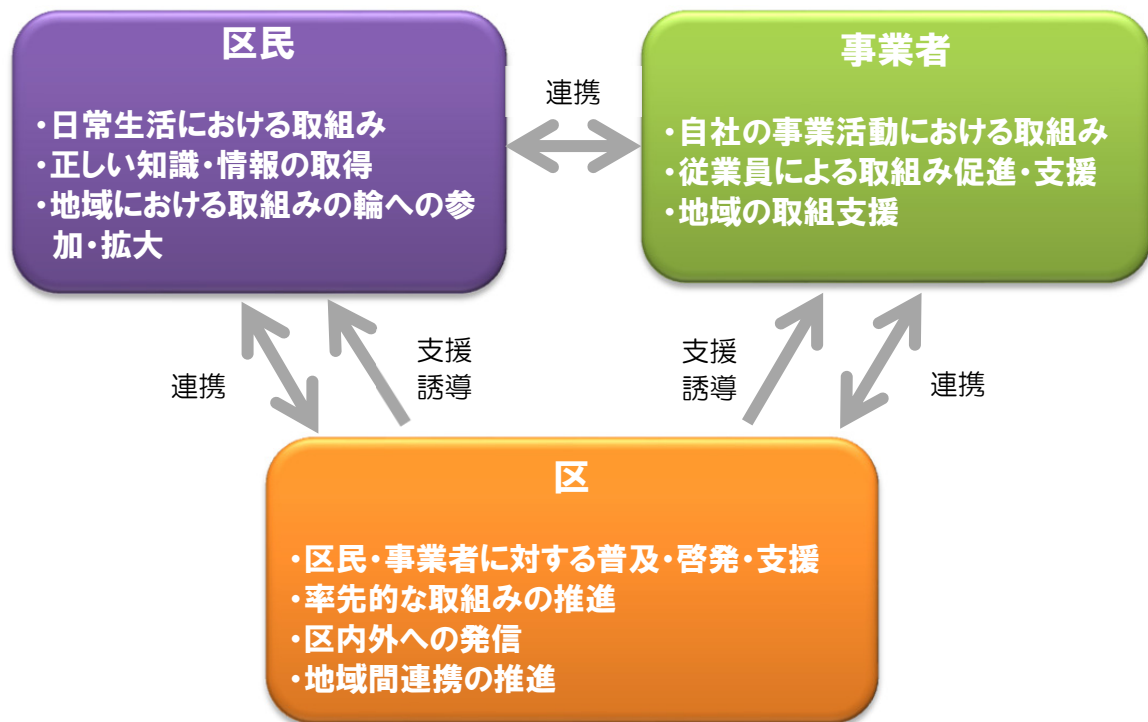


図 5-2 各主体の役割

5.2 CO₂排出量の対策目標

5.2.1 対策目標

本計画では、区内のエネルギー起源 CO₂ 排出量に関して、条例上の 2020（平成 32）年度まで、短期の 2024（平成 36）年度まで及び長期の 2050（平成 62）年度までにおける対策目標をそれぞれ定めます。

基準年は、条例の中期対策目標が京都議定書*の基準年と合わせて設定した 1990（平成 2）年度とします。

《対策目標》

■条例上

2020（平成 32）年度までに、区内のエネルギー起源 CO₂ 排出量を 25%削減^{※1}します。

■短期

2024（平成 36）年度までに、区内のエネルギー起源 CO₂ 排出量を 30%削減^{※2}します。

■長期

2050（平成 62）年度までに、区内のエネルギー起源 CO₂ 排出量を 80%削減^{※3}します。

（上記の対策目標はいずれも 1990（平成 2）年度比）

※1 「千代田区地球温暖化対策条例」にて定められた対策目標

※2 条例上の対策目標から長期目標を見据えての対策目標

※3 国の「第四次環境基本計画」（2012（平成 24）年 4 月）を参考に設定した対策目標

5.2.2 対策目標の達成に向けたCO₂削減のロードマップ

本計画で掲げる対策目標の達成に向け、条例上及び短期の目標年次におけるCO₂排出削減目標のロードマップを図5-3及び表5-1に示します。

業務部門のCO₂排出量は、区内のCO₂排出量の約3/4を占め、約4,700棟の事業所ビルの省エネ化が必要であるため、良質な建物のストックを推進し、低炭素型社会*の構築をめざします。

新築建物においては、(仮称)環境事前協議制度を構築し、(仮称)環境対策基金の活用も視野に入れ、低炭素建築物への誘導を図ります。また同時にZEBモデル施設の設置をめざします。

既存建物については、設備機器の更新にあわせて効果的な省エネ化を推進するとともに、中小テナントを重点にグリーンストック作戦*【業務版】をはじめとした、様々な活動により地域との繋がりをもちながら、区民と共に低炭素化を促進します。

さらに大規模建築物の計画時や、地域冷暖房*施設の更新時など、さらなる面的エネルギー利用*の促進を図ることで、地域の省エネ化に繋がります。

家庭部門については、区民の8割以上がマンションに居住していることから、グリーンストック作戦【マンション版】等によるマンション等のスマート化を促進してCO₂総排出量を1990年度レベルに抑制することをめざします。

産業部門・運輸部門については、エコドライブ*やシェアサイクリング等の環境保全意識の周知と、技術革新やライフスタイルの変化、区の施策の総合的な展開による、すう勢に応じたCO₂削減をめざします。

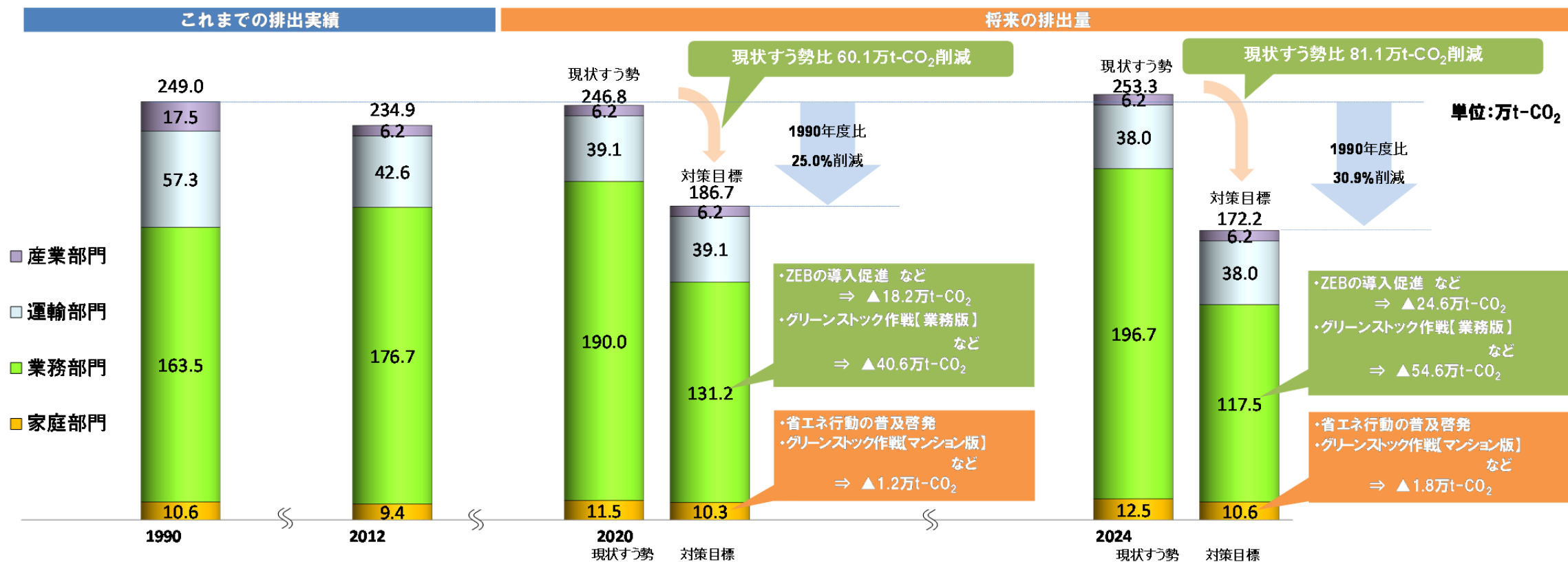
表 5-1 対策目標の達成に向けたCO₂削減のロードマップ

単位：万t-CO₂*

	1990年度 排出量	2012年度 排出量	2020年度				2024年度			
			現状 すう勢*	削減 量	対策後 排出量	対策後 1990年度比	現状 すう勢	削減 量	対策後 排出量	対策後 1990年度比
産業部門	17.5	6.2	6.2	-	6.2	▲64.7%	6.2	-	6.2	▲64.7%
運輸部門	57.3	42.6	39.1	-	39.1	▲31.8%	38.0	-	38.0	▲33.7%
業務部門	163.5	176.7	190.0	58.8	131.2	▲19.8%	196.7	79.2	117.5	▲28.2%
家庭部門	10.6	9.4	11.5	1.2	10.3	▲2.9%	12.5	1.8	10.6	0%
森林吸収	-	-	-	0.1	-	-	-	0.1	-	-
計	249.0	234.9	246.8	60.1	186.7	▲25.0%	253.3	81.1	172.2	▲30.9%

※ 電気のCO₂排出係数は1990年度値で固定。

※ 数値は四捨五入により、合計値が一致しない場合がある。



※ ZEBの導入促進などにおいて、2024年までに事務所ビルの1/4（注1）が新築され、そのうち1/2（注2）が平均でZEBを実現していることをめざす。
 （注1）事務所ビルの耐用年数を平均40年と仮定した場合の計画期間10年間における建替割合。
 （注2）国のエネルギー基本計画では、2030年までに「平均でZEBを実現」としているため、2024年時点での導入量は半数程度と想定。
 ※ グリーンストック作戦【業務版】などにおいて、2024年までに事務所ビルの2/3（注3）において、省エネ改修により50%程度の省エネをめざす。
 （注3）事務所ビルの機器の耐用年数を平均15年と仮定した場合の計画期間10年間における改修割合。
 ※ 電気のCO₂排出係数*は1990年度値で固定。
 ※ 数値は四捨五入により、合計値が一致しない場合がある。

図 5-3 対策目標の達成に向けたCO₂削減のロードマップ